

師範学校と教員需給問題

八 鍬 友 広*

Japanese Normal School and Keeping Supply and Demand of Teacher in balance

Tomohiro YAKUWA

目 次

0. はじめに
1. 師範学校と教員養成
2. 新潟県における教員需給問題
3. 新潟県における教員需給と師範学校の役割

0. はじめに

多くの大学で教育学部の改組が行われつつある。その最大の特徴は、それが、何らかの教育上の理由からなされているのではなく、教員需給問題という専ら外在的な理由によってなされてきているということである。単に学生の就職問題というのなら、他の諸学部にも同様に存在する問題といえようが、教育学部だけがことさらに固有な就職問題を抱えるのは、いうまでもなく、教育学部の主要な目的が、教員という個別具体的な職業人の養成にあるとされていることに由来している。しかし、戦前における師範学校のような、特定の職業人養成を専らその目的とする学校と異なり、戦後の教育学部は、市民的教養の形成を含む大学教育の一環として存置されているのであり、したがって、その存在意義は、単純に教員への就職率だけで測られるべきものではなく、ましてや、卒業生のすべ

てが教員となるべきであるなどと考えることはできない。教育学部を「目的学部」と称して、その性質を暗に師範学校と同様のものとする思考様式の中に、問題の一端があるといえよう。

とはいえ、教育学部の主要な目的が教員の養成にあることもまた事実である。したがって、教員需要の衰弱などにより、教員養成の実をあげることが極端に困難になるような場合、ある程度の組織改革が必要とされることもやむを得ないことといえよう。しかし、それではどのような程度をもって教員養成の実をあげたと言いつけるかといえ、必ずしも判然としないのが実情である。結局この問題は、教員養成の開放性と計画性という、基本的には矛盾している両原理が、一応は両立していると合意される範囲がどのあたりにあるのかという問題に帰着するといえよう。

本稿は、この問題を考える基礎的な作業として、師範学校と教員需給の関係について検討したい。教員採用率の低下という問題が論じられる場合に、その対極に位置すべき理想としては、

*新潟大学教育学部

教員への100%採用といった事態が想定され得るわけだが、このような想定は、教員への就職をほぼ全面的な目的とする師範学校の存在を念頭に置く時に成立しやすいものである。このような師範学校のもとで、はたして、教員養成の計画性はどの程度実現したのか、また、その中で、師範学校の目的的性格はいかなる役割を果たし得たのかということについて検討してみることにする。

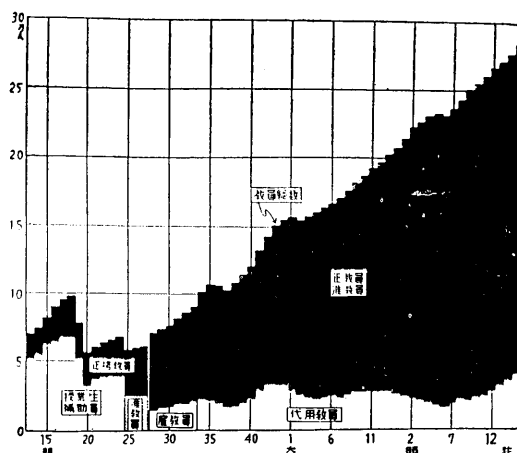
1. 師範学校と教員養成

近代日本における教員養成は、師範学校を中心として計画された。1879年の教育令では、このことを「公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス」と規定している。1886年の師範学校令においては「師範学校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス」と師範学校の目的を明記し、同時に、給費制と服務義務制を制度化し、私費生を廃止した。このことにより師範学校は、ほぼ完全な教員の目的養成機関と位置づけられたとあってよい。給費制は食物・被服・日用品・修理及び湯浴・一週間手当などであり、この支給と表裏の関係として、卒業生には10年間の学校勤務が義務づけられたのである。このように「国家必要の目的」のための学校であるから、私費生を認めないというのが、森有礼文相の考えであった。

明治初期には、地方の総合的な中等教育機関という性格をも有していた師範学校は、こうして教員養成の目的機関と化していった。しかしながら、このことは師範学校が完全な教員養成機関として実体化していったことを示すものではあっても、教員の供給が完全に師範学校によってなされるようになったことを示すものではない。師範学校で養成される教員は、全国一斉に設置された小学校の教員需要にまったく追いつかず、初期においては、そのごく一部を占めたにすぎない。長期間にわたって教員不足が常態であったのである。

図1は、石戸谷が資格別に教員数の推移を示したものであるが、¹⁾ 明治25年頃までは正教員

が極端に少なく、授業生などが圧倒的部分を占めていることがわかる。また、図の有資格教員分には、補助教授者・一時教授者として位置づけられる准教員²⁾や専科教員も含まれており、本科正教員の数はさらに少なかったはずである。授業生などの非正規教員は、その後正教員・准教員がその数を増大させても、雇教員、代用教員³⁾などと名称をかえながら、たえず存在し続けている。



石戸谷哲夫『日本教育史研究』248頁より

図1 市町村立小学校教員資格有無別構成の変遷

このような教員不足問題に対応するため、師範学校の増設、師範学校生徒数の勅令による決定、簡易科・講習科などの速成コースの開設、中学校、高等女学校卒者を対象にした1年制もしくは2年制の師範学校第二部の設置など、次々と対策を講じた。しかし教員不足問題は容易に解決せず、教員待遇の劣悪などの問題もあって、就職した小学校教員の定着率もかんばんしかなかった。

ところで、正規教員の本来の身分である本科正教員も、そのすべてが師範学校卒業者であったわけではない。教員免許状を得る方途には、師範学校卒業と教員検定試験合格という大きく二つの道があり、相当数の検定合格者がいたと

表1 全国の教員の占める師範学校卒業者の割合(1)

年 代	教員総数 (A)	本科正教員 総 数 (B)	師 範 学 校 卒 業 者 数 (C)	教員総数中 師 範 卒 率 (C/A)	本科正教員 中師範卒率 (C/B)
1895年	71,977	38,970	16,225	22.54%	41.63%
1896年	74,881	40,473	16,826	22.47%	41.57%
1897年	77,911	42,251	17,508	22.47%	41.44%
1898年	82,103	43,957	18,189	22.15%	41.38%

注 1) 「文部省年報」(23年報～26年報)によって作成した。

2) 教員総数、本科正教員総数欄のうち1895年、1896年は官公立小学校、1897年、1898年は市町村立小学校の教員数である。

推定される。したがって、教員養成における師範学校の役割というものを考える場合、教員総数・本科正教員総数に占める師範卒者の割合を検討することは重要な課題となるが、近代を通じた全国的な動態は明らかにされていない。文部省年報において、在職教員中の師範卒者数が掲載されるのは1895年から1898年までである(表1)⁴⁾。これによれば、師範卒正教員の割合は、教員総数に対しては2割程度、正教員総数に対しても4割程度にすぎないことがわかる。

表2は、「師範学校ニ関スル調査」(昭和15年3月)に掲載される、「師範学校卒業者数等ニ関スル調」により、1935年から1939年までの師範卒者の割合を示したものである。⁵⁾ 調査不完全なものを除き、1935年から1938年までは41府県、1939年は36府県を集計したものとされるが、対象府県名は不詳である。これをみると、師範学校卒業者の比率は本科正教員の8割、教員全数の6割にのぼっている。ただし、対象となっている「小学校本科正教員」には、尋常小学校本科正教員が含まれていない。「尋常小学校本科正教員」とは尋常小学校に限って免許状を授与されている者であり、「小学校本科正教員」とは区別される教員である。師範学校卒業者には「小学校本科正教員」の免許状が授与されており、「尋常小学校本科正教員」はすべて、検定試験を合格した者である。したがって、尋常小学校本科正教員を除外している表2におい

ては、師範学校卒業者の割合が相当高めとなっているはずである。ちなみに、1937年の小学校教員免許状取得者数を文部省第65年報にみると、師範学校卒業による小学校本科正教員8,145名に加え、検定試験合格による小学校本科正教員2,549名、検定試験合格による尋常小学校本科正教員5,802名の免許状取得者がおり、小学校本科正教員のみで算定すれば、師範学校卒者の割合は76.2%となるが、尋常小学校本科正教員もあわせれば、49.4%となる。

また、表2における小学校教員総数に代用教員などが含まれるのか、有資格教員のみを集計したものか、この調査書からは判然としないが、同書中の別表「小学校本科正教員充実状況」における小学校教員総数に占める本科正教員の割合と比較すると、「師範学校卒業者数等ニ関スル調」における本科正教員の割合は女子で8%程度、男子で3%程度、全体で5%程度高めになっている。したがって、無資格教員を除外している可能性があるため、実際には、教員総数における師範卒者の割合も、表2よりも低かったと思われる。

いずれにせよ、表2の結果を表1と比較すれば、この35年間の間に師範学校卒業者の割合が相当高まったと言えそうであるが、それでも、4割の教員が師範学校とは別のルートで教職に従事していることは注目されることである。

表2 全国の教員の占める師範学校卒業者の割合(2)

年代	教員総数に占める割合	本科正教員総数に占める割合
1935年	61.2%	81.7%
1936年	61.2%	81.6%
1937年	61.3%	81.7%
1938年	61.1%	81.7%
1939年	61.6%	81.9%

- 注 1) 文部省教育調査部「師範学校ニ関スル調査」(昭和15年3月)中の「第九 師範学校卒業者数等ニ関スル調」により作成
 2) 1935年から1938年までは41府県、1939年は36府県を対象としている。
 3) 表中の「本科正教員」には、「尋常小学校本科正教員」を含まない。

以上のように、師範学校は教員養成の唯一の機関と位置づけられつつも、実際には20世紀初頭に至ってもなおその地位を確立し得ないでいたのであり、そのもっとも充実した時期においてさえ、4割の教員は師範学校と無縁であった。このような事態の背景としてあったのは、師範学校における養成が教員需要においつかないという、慢性的な教員不足問題である。このため、師範学校による養成とは別に免許状を授与するための検定制度や、無資格教員の任用を広く容認しなければならなかった。したがって、教員需給問題という点からみれば、師範学校は慢性的な教員供給問題(供給不足問題)を引き起こしながら存在していたということができよう。

それでは、各地方では、この問題の実態はどうであったのだろうか。新潟県を事例にしてこの点を検討してみよう。

2. 新潟県における教員需給問題

新潟県においては、比較的早い時期から師範学校が整備された。1874年に官立師範学校が設置され、その後県立に移管、1899年には第二師範学校、翌1900年には女子師範学校を設置した。

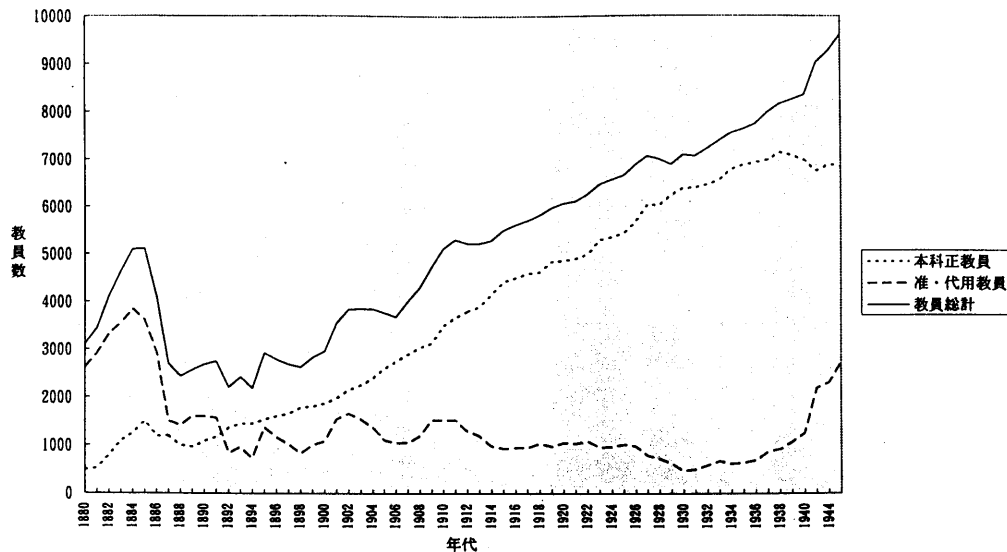
しかし、慢性的な教員供給不足は新潟県でも同じであった。

グラフ1は新潟県における教員数の推移を示したものである。⁶⁾ 1891年までは本科正教員以外の非正規教員が圧倒的多数を占めている。教員総数が1886年を境に急減しているのは、半年単位の等級制を1年単位に改め、大量の教員整理を行ったためである。とくに、それまで何の規定もなかった授業生と呼ばれる無資格の非正規教員は、1886年の小学校教員免許規則にもとづく授業生学力検定試験によって、一挙に半数以下まで削減された。⁷⁾ 1892年以降、ようやく本科正教員がその他の教員を上回るようになるが、それでも准教員・雇教員・代用教員などが大量に存在し、本科正教員数がこれらの教員数を安定的に上回るようになるのは、1903年以降である。

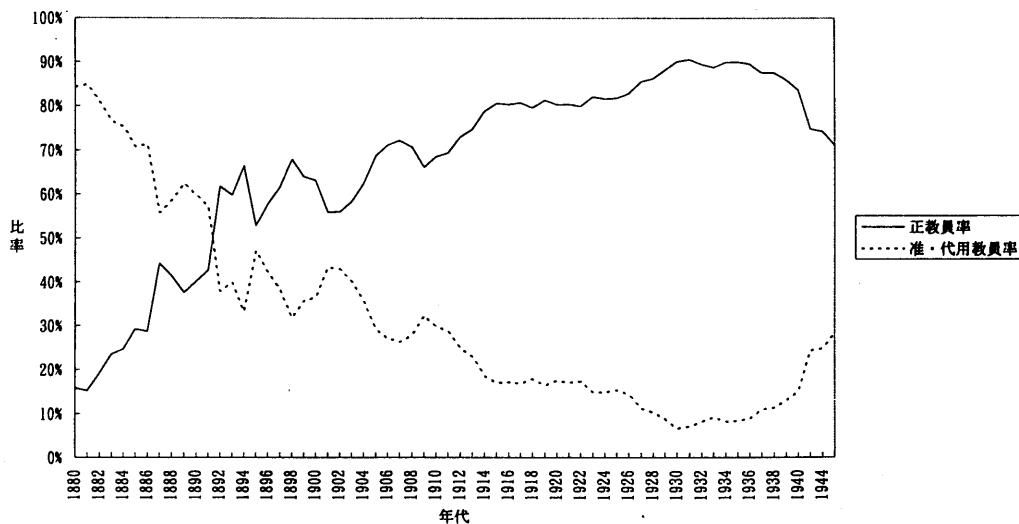
本科正教員と准・代用教員の教員総数に占める割合を表したのがグラフ2である。⁸⁾ 1880年段階では本科正教員以外の教員が80%を超え、教員の大多数が授業生などの無資格教員であった。その後その比率は急速に低下するが、1893年以降は一進一退を繰り返し、1910年にいたっても、全教員数の3割を占めていた。1910年为例とすれば、この時の本科正教員が3,512名であるのに対し、代用教員が1,004名、准教員が526名であった。准教員・代用教員の割合が最低となるのは、1930年であるが、この時も無資格の代用教員がなお300名おり、准教員172名とあわせ、教員総数の6.7%を占める。日中戦争以後は、准教員・代用教員比率は再び上昇に転じ、敗戦間際にはこれらの教員が30%弱を占めることとなった。

以上のような状況であるから、当然、本科正教員は学級数に対しても慢性的に不足していた。学級数に対する本科正教員の充足率を示したのがグラフ3である。⁹⁾ 1893年以後の資料しか得られていないが、それ以前の充足率が極端に低かったことは、前出のグラフ1、グラフ2から明らかであろう。

グラフ3によれば、学級数に対する本科正教



グラフ1 新潟県教員数の推移

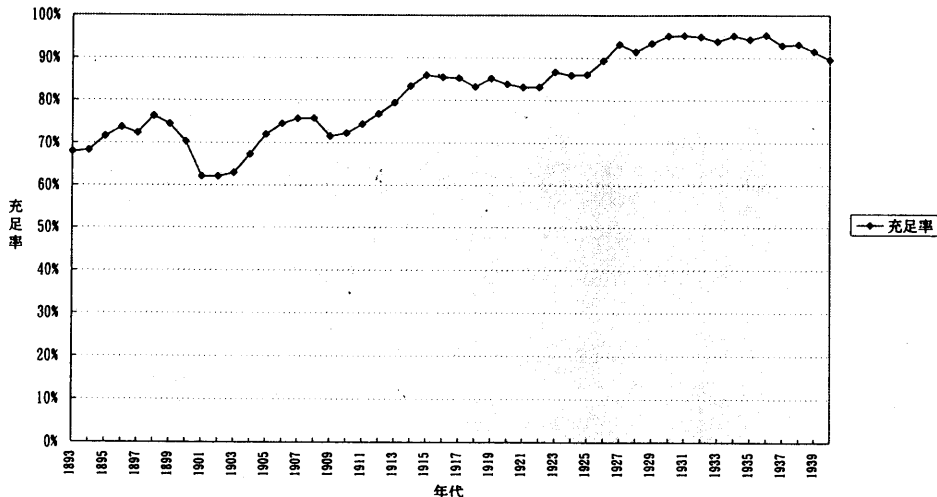


グラフ2 教員総数に占める本科正教員、准・代用教員の比率

員充足率は、1893年段階でも70%を超えず、就学義務制が徹底する1900年以後は、逆に60%近くまで低下する。1910年に至っても依然として70%をようやく超えた程度である。この頃までは、3割近い学級に、本科正教員が配置できな

いでいたこととなる。学級数に対する充足率が80%を超えるのは1914年であり、90%を超えるのは1927年を待たなければならない。

1915年以後は充足率が安定的に80%を超えるようになるが、それでも、各市町村が希望する



グラフ3 学級数に対する本科正教員充足率

教員数を充たすにはほど遠かったようである。表3は1922年の各郡市からの新任教員要求数と実際の配置数を示したものである。¹⁰⁾ 配置数は要求数の3分の1にすぎない。1919年から1922年までの新任教員配置要求数は、毎年、師範学校卒業生の3倍に達したという。¹¹⁾

このような教員不足に対して、県は師範学校学級数の増設によって対応した。その結果1925年頃から師範学校卒業生は急増し、1927年には本科卒業生が過去最高の535名にのぼった。しかしこのことは、1930年頃から激化する不況とも相まって、一転して教員過剰問題を発生させた。1930年の新潟市では27名の新任教員の配当を受けたが、学級増の予定は6学級しかなく、また不景気のため退職者も見込めず、現職教員に「依願退職」を要請することとなったという。¹²⁾ 准教員・代用教員数を見ても、1926年に987名存在した准教員・代用教員が、わずか4年後の1930年には472名まで減少しており、大量の人員整理が行われたことがわかる。これらの教員は、本科正教員が不足する場合は、その肩代わりを担わされ、教員過剰となると真っ先に整理されるという、きわめて不安定な身分を余儀なくされたのである。

表3 1922年新任教員要求数と配当数

郡市名	要求数	配当数
北蒲原	107	24
中蒲原	89	22
西蒲原	66	17
南蒲原	73	17
東蒲原	15	7
三島	55	18
古志	40	18
北魚沼	28	10
南魚沼	47	15
中魚沼	35	14
刈羽	35	15
東頸城	24	12
中頸城	30	20
西頸城	35	15
岩船	45	14
佐渡	56	18
新潟	13	7
長岡	9	4
高田	4	4
計	806	271

『新潟県教育百年史』（大正・昭和前期編）240頁より

3. 新潟県における教員需給と師範学校の役割

以上のように、新潟県における小学校教員数の推移を歴史的にみてみると、性格の異なるおよそ四つの時期が存在したことがわかる。第1段階は近代学制発足から1900年頃までであり、この時期は、有資格教員層の形成過程といえることができる。この時期の初期には、圧倒的多数の教員が無資格であったが、師範学校、検定試験などにより次々と有資格教員が送り出され、しだいにその割合を高めていった。

第2段階は1900年から1910年ぐらいまでの時期である。師範学校の増設などにより、教員養成の制度的充実をみるが、1900年の第3次小学校令による義務制の強化、1907年小学校令改正による義務教育年限の6年への延長などの、義務教育の充実に対して教員の養成が追いつかない状況であった。このような状況をひとまず克服して1910年頃に一応の安定期を迎える。

第3段階は1910年から1930年ぐらいまでの時期である。この時期は、教員養成が一応の制度的確立をみたにもかかわらず、その後の景気変動とも関連して需給バランスが激しく揺れ動く時期である。第1次大戦以後の好況とインフレ期には、教職の不人気と教員の転職などにより激しい教員不足をきたしたが、1925年以後になり、不況期に突入すると、教員不足時の師範学校入学枠の急増とも重なり、一転して教員過剰となった。¹³⁾

第4段階は1930年以後である。日中戦争・太平洋戦争などによって、再び激しい教員不足が生じ、代用教員の比率が急速に高まった時期である。

このように、近代における新潟県の教員需給は、ごく一時期を除いて基本的にアンバランスなものであった。近代学校制度の形成途上においてはもとより、ほとんどの時期が恒常的な教員不足のもとにあった。小学校への就学率が100%に接近し、師範学校制度が確立して以後も、教員需給はさまざまな社会的要員によって激しく変動した。無資格の代用教員の不安定雇

用という犠牲によって、これらのアンバランスがやわらげられていたのである。

ところで、このような新潟県の教員需給の中で、師範学校はいかなる役割を果たしたのだろうか。前にも述べたように、正教員といってもそのすべてが師範学校によって養成されたわけではない。大量の検定合格者が存在したはずである。1883年から1899年までの在職中の本科正教員中師範卒者数の推移を示したのが、表4である。1884年において752名が師範卒者であり、本科正教員に占める割合は69.3%であったが、その後1885年の887名をピークとして、師範卒者数は減少傾向をたどっている。1899年によりやく832名まで回復するが、この時の本科正教員に対する比率は46.1%と1884年当時よりもかえって減少している。教員総数に対してみれば29.5%にすぎず、この時期、少なくとも数の上では、師範卒者は教員の中でいまだ主流とはなり得ていなかったといえる。このことは、師範学校による完全な目的・計画的教員養成という、通常もたれるイメージとは大きくかけ離れたものである。

第二師範学校と女子師範学校設置以降は、師範学校卒業生数も漸次増大した。したがって、教員中における師範卒者の割合も漸次増大したはずであるが、1899年を最後として、教員の出身を示す統計資料を欠いており、詳細を知ることができない。そこで、各年の教員免許状取得者における師範学校卒業生の割合をみてみることにしよう。

表5は、教員免許状取得者数を師範学校卒業者と検定合格者にわけて示したものである。資料の都合により1908年から1940年までの推移を示した。表中、検定合格者のうち合計覧に含まれるものは、本科正教員の他、専科正教員と准教員である。表に示される検定合格者がすべて教職に従事したわけではないだろうが、教員免許授与における検定試験の位置を知る手がかりとはなり得る。

まず本科正教員について比較すると、師範学校卒業生はほぼ200名程度で推移し、ほとんど

表4 在職教員中の師範学校卒業者数

年 度	在職教員中師範 学校卒業者数 (A)	本科正教員数 (B)	教 員 総 数 (C)	本科正教員中 師 範 卒 率 (A/B)	教員総数中 師 範 卒 率 (A/C)
1883	752	1,085	4,623	69.31%	16.27%
1884	848	1,255	5,095	67.57%	16.64%
1885	887	1,495	5,106	59.33%	17.37%
1886	636	1,178	4,104	53.99%	15.50%
1887	593	1,191	2,688	49.79%	22.06%
1888	494	1,002	2,421	49.30%	20.40%
1889	508	962	2,561	52.81%	19.84%
1890	519	1,077	2,676	48.19%	19.39%
1891	559	1,173	2,743	47.66%	20.38%
1892	606	1,359	2,201	44.59%	27.53%
1893	619	1,444	2,417	42.87%	25.61%
1894	683	1,449	2,180	47.14%	31.33%
1895	715	1,543	2,923	46.34%	24.46%
1896	741	1,606	2,782	46.14%	26.64%
1897	770	1,655	2,685	46.53%	28.68%
1898	784	1,783	2,625	43.97%	29.87%
1899	832	1,806	2,824	46.07%	29.46%

注 1) 「新潟県学事年報」(第4年報～第20年報)により、作成した。

の年度で検定合格者を上回っている。1923年から1932年にかけて急激に師範卒業者が増大しているのは、極度の教員不足から師範学校の学級数を増やして対応したためである。検定合格者の数は年度により大きく変動し、教員不足が深刻化した1923年、1924年、1935年以降は師範学校卒業者を上回っているが、逆に、教員過剰となった1930年前後は急激に減少し、1932年は検定合格者の占める割合が16.8%と、期間中、最低を示している。このように、検定合格者は教員需給の調整弁の役割を果たしていたのである。期間中の師範学校卒業者の総数は9,352名であり、本科正教員の免許状取得者の61.15%を占めるにとどまっている。

専科教員、准教員などを含む取得者総数についてみると、検定合格者の割合はさらに高まる。期間中、師範学校卒業者数が検定合格者数を上

回るのは12年間のみであり、免許状取得者総数21,450名に対し、師範学校卒業者は43.60%を占めるにすぎない。もちろん、これが単純に実際の教職従事者における割合を示すわけではないが、検定試験の果たしている役割の大きさがわかる。

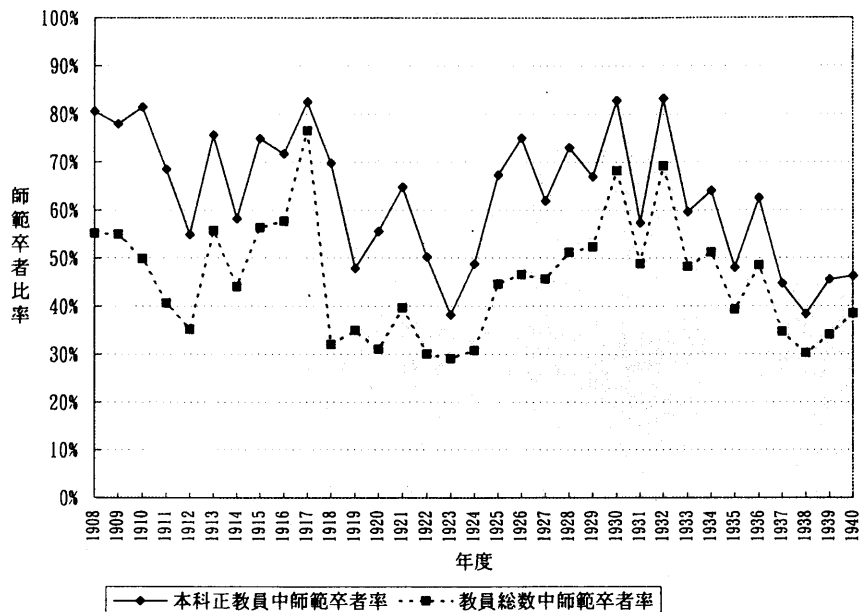
4. おわりに

給費制・服務義務制をとる師範学校の存在は、戦前における教員の完全な目的・計画的養成というイメージを想起させやすいが、本稿の考察から明らかなように、教員の供給事業全体からみれば、そのような計画供給は、ほとんど成功していなかった。確かに、在学する生徒の立場からみれば、学費の支給を受け、服務義務を有する師範学校は教員になることをほとんど唯一の目的とする目的養成機関であり、また制度

表5 教員免許状取得者数の推移

年 度	師範学校 卒業生数 (A)	検 定 合 格 本科正教員	検 定 合 格 総 数	本科正教員 取得者総数 (B)	教員免許状 取得者総数 (C)	師 範 卒 率 本科正教員比 (A/B)	師 範 卒 率 教員総数比 (A/C)
1908	227	55	185	282	412	80.50%	55.10%
1909	226	64	185	290	411	77.93%	54.99%
1910	245	56	246	301	491	81.40%	49.90%
1911	202	93	295	295	497	68.47%	40.64%
1912	227	187	417	414	644	54.83%	35.25%
1913	276	89	220	365	496	75.62%	55.65%
1914	245	176	311	421	556	58.19%	44.06%
1915	298	100	231	398	529	74.87%	56.33%
1916	248	98	182	346	430	71.68%	57.67%
1917	273	58	84	331	357	82.48%	76.47%
1918	249	108	527	357	776	69.75%	32.09%
1919	275	299	510	574	785	47.91%	35.03%
1920	241	193	534	434	775	55.53%	31.10%
1921	288	157	438	445	726	64.72%	39.67%
1922	252	250	585	502	837	50.20%	30.11%
1923	307	496	747	803	1,054	38.23%	29.13%
1924	291	305	654	596	945	48.83%	30.79%
1925	389	190	483	579	872	67.18%	44.61%
1926	488	163	560	651	1,048	74.96%	46.56%
1927	535	330	637	865	1,172	61.85%	45.65%
1928	390	144	372	534	762	73.03%	51.18%
1929	443	219	403	662	846	66.92%	52.36%
1930	390	81	182	471	572	82.80%	68.18%
1931	241	179	252	420	493	57.38%	48.88%
1932	316	64	141	380	457	83.16%	69.15%
1933	260	176	279	436	539	59.63%	48.24%
1934	213	120	203	333	416	63.96%	51.20%
1935	200	216	309	416	509	48.08%	39.29%
1936	241	145	256	386	497	62.44%	48.49%
1937	198	244	372	442	570	44.80%	34.74%
1938	211	338	486	549	697	38.43%	30.27%
1939	203	242	391	445	594	45.62%	34.18%
1940	264	306	421	570	685	46.32%	38.54%
総 計	9,352	5,941	12,098	15,293	21,450	61.15%	43.60%

注 1) 「新潟県統計書」(明治41年度～昭和15年度)により作成した。



グラフ4 教員免許状取得者中師範学校卒業者比率

上も、簡易科・講習科などの速成コースの設置や、学級数の増減などによって需給バランスに対応する、計画養成機関であった。しかしそれは養成面における目的性をあらわしているにとどまるのであり、教員の実際の供給事業は、多様性に富むものであった。師範学校による完全な計画養成などということは、資格制度上からも、教員供給の実際面からも、実現しなかったと言ってよいだろう。

みてきたように、有資格教員は、ほぼ恒常的に不足をきたしており、師範学校を卒業した者を教員とするという方針は建て前にすぎなかった。また、その有資格教員でさえも、師範学校によってまかなわれる部分は、それほど大きくなかったのである。むしろ、師範学校の目的養成機関としての性格は、このような恒常的な教員不足によってはじめて可能であったときえいうことができる。必要な教員数よりも少ない数の養成を行うときにのみ、目的養成が可能となるのである。実際、教員が過剰となる時期にはこの矛盾が表面化し、師範卒者の配置先を工面

するために、肩たたきが行われるなどの社会問題さえも引き起こしている。教員需給計画を師範学校のみで行うことはきわめて困難だったのである。需給のバランスはむしろ、一定以上の比率で存在し続けた代用教員や、検定合格者たちの数によって保たれていたといえよう。

さて、今日、教育学部の改組が教員需給との関係で進行中であるが、その際、「目的学部」の名の下に、師範学校と同様の発想によって、100%教員就職などというものをめざしてそれが進められるとすれば、以上に述べたと同じような矛盾に直面することとなる。服務義務制や給費制をとらず、一応は開放制を原理としている今日においては、教育学部入学定員の調節だけで需給バランスをとることは、より困難であるといえる。師範学校がそうであったように、教育学部もまた、実際の需要よりもはるかに少ない数の教員を養成するときのみ、「目的学部」として成立し得ることとなる。そうなれば、とくに免許取得の困難な小学校教員においては、

無資格で不安定雇用の代用教員や検定制度の整備充実が不可避となるのではないだろうか。このようなことは、子どもの学習権と、教員の労働者としての権利保障という立場からみて、望ましいこととはいえないだろう。

もちろん、学校教育制度の確立期である近代と、少子化のもとにある今日とを単純に同列視することはできないが、以上のような矛盾をはらむ師範学校と同様の役割を教育学部に求めることは、適切とはいえないのである。冒頭にも述べたように、戦後の教育学部は教員養成を主たる目的とはしても、それを唯一の目的としているわけではない。教育に関する広い識見を有する職業人や市民の育成をも目的としているのであり、一定数の学生が教職以外の道を選択することは自然なことといわなければならないのである。

また、教員の養成・採用事業全体からみても、教育学部の学生全員が、毎年例外なく教員に採用されるなどということは望ましいこととはいえない。大学在学中における学生の主体的な進路選択と、適切な選抜は、望ましい教員の採用にとっても不可欠だからである。教員養成を主たる目的とする現在の教育学部の性格は、師範学校と異なり、この点で柔軟性を発揮し得るはずである。教員養成課程の適正規模が、教員需給との関連で検討されることは必要なことであるが、しかし、それへの対応のみに目をうばわれると、教育学部の柔軟性を失わせることとなり、ひいては長期的な教員養成事業そのものを困難にするとと思われる。

【註】

- 1) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』（講談社 昭和42年）248頁、第1図「市町村立小学校教員資格有無別構成の変遷」を転載。
- 2) 1890年第2次小学校令によって正教員と区別された小学校有資格教員のひとつ。准教員は「補助教授シ又ハ一時教授スル者」と位置づけられた。（『日本近代教育史事典』p205）
- 3) 代用教員は1900年第3次小学校令の「特別

ノ事情アルトキハ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ小学校准教員ニ代用スルコトヲ得」（第42条）という規定に基づいて設置された、無資格の教員である。これ以前においては「授業生」「雇教員」などと呼ばれていた。（『日本近代教育史事典』218頁）

- 4) 『文部省年報』第23年報（明治28年）～第26年報（明治31年）は、「公立小学校教員年齢別」表を師範学校卒業生とそれ以外の者とに区別して掲載している。
- 5) 文部省教育調査部「師範学校ニ関スル調査」（昭和15年3月）53～56頁。なお、牧昌見も『日本教員資格制度史研究』（風間書房 1971年）の中でこの資料を引用し、師範学校のもっとも充実した時代においても、4割の教員が師範学校と別ルートで教職に就いていることを指摘している。本論中に述べたように、この資料では、尋常小学校本科正教員が除外され、教員総数においても代用教員が除外されている可能性があるのも、実際には、師範卒者の割合はもっと低かったはずである。
- 6) 教員数はすべて市町村立小学校の教員に関するものである。私立小学校、師範学校附属小学校については含まない。統計資料は、1880年～1901年までは「新潟県学事年報」、1902年から1913年までは「新潟県統計書」、1914年以降は『新潟県教育百年史』（大正・昭和前期編）資料C3号を使用した。1941年、1942年の資料を欠いている。『新潟県教育百年史』の各編にも教員数を示す諸表が掲載されているが、本稿の集計とは一部異なる部分がある。グラフ上「代用教員」とは、各統計資料に1891年までは「授業生」、1896年から1898年までは「雇教員」、1900年から1940年までは「代用教員」、1943年以降は「助教」として表れるものの総称である。
- 7) 『新潟県教育百年史』（明治編）500頁
- 8) グラフの正教員数は本科正教員の数であり、専科正教員を含まない。1941年、1942年の資料を欠いている。
- 9) 1893年～1911年までは「新潟県学事年報」

中の「学級数に対する本科正教員不足数」、
1912年～1926年までは『新潟県教育百年史』
(大正・昭和前期編) p391資料A11号、1927
年以降は、「新潟県統計書」中の「学級百に
対する本科正教員」によって作成した。

- 10) 『新潟県教育百年史』(大正・昭和前期編)
240頁の表51号「大正11年の新教員各郡市配

当表」を転載。

- 11) 『新潟県教育百年史』(大正・昭和前期編)
240頁
12) 『新潟県教育百年史』(大正・昭和前期編)
558頁
13) 『新潟県教育百年史』(大正・昭和前期編)
555-558頁